

改正

昭和56年3月12日企管規程第2号
平成元年4月1日企管規程第12号
平成元年8月1日企管規程第14号
平成5年3月31日企管規程第20号
平成6年4月1日企管規程第15号
平成13年4月1日企管規程第7号
平成15年3月28日企管規程第2号
平成17年11月25日企管規程第24号
平成19年3月13日企管規程第7号
平成20年4月1日企管規程第6号
平成21年4月1日企管規程第7号
平成22年4月1日企管規程第6号

山形県工業用水道供給規程を次のように定める。

山形県工業用水道供給規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、県が経営する工業用水道事業の工業用水の給水に関して必要な事項を定めるものとする。

(給水の対象)

第2条 給水を受けることができる者は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）第2条第2項に規定する給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項に規定する工業をいう。）を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 1給水先当たりの申込使用水量が1日50立方メートル以上の者

(2) 前号に掲げる者のほか、企業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めた者

第2章 給水の申し込み及び承認

(給水の申し込み及び承認)

第3条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申込書（別記様式第1号）により、管理者に申し込まなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申し込みを受けた場合は、当該申し込みをした者が前条の規定に該当し、かつ、給水能力に余裕があるときは、すみやかに1日当たりの使用水量（以下「基本使用水量」という。）を定めてこれを承認し、工業用水給水承認通知書（別記様式第2号）により、当該申し込みをした者にその旨を通知するものとする。

第4条 削除

(基本使用水量の変更)

第5条 第3条第2項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、基本使用水量を変更しようとするときは、工業用水給水変更申込書（別記様式第1号）により、管理者に申し込まなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による基本使用水量の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「工業用水給水承認通知書」とあるのは、「工業用水給水変更承認通知書」と読み替えるものとする。

第3章 給水施設

(給水施設工事)

第6条 使用者は、給水施設（配水管から分岐する給水管及びこれに付属する設備で量水器までのものをいう。以下同じ。）を新設し、増設し、改造し、修繕し、又は撤去する工事（以下「給水施設工事」という。）を施行しようとするときは、給水施設工事承認申請書（別記様式第3号）により、管理者の承認を受けなければならない。

(配水管工事の費用の負担区分)

第7条 管理者は、給水施設工事の施行に伴い配水管を新設し、増設し、又は改造する工事（以下「配水管工事」という。）を施行する必要があるときは、当該配水管工事に要する費用の全部又は一部を当該給水施設の利用者に負担させることがある。

（費用の納付）

第8条 使用者は、前条の規定により負担する費用の概算額を、配水管工事に着手する前に納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めるときは、工事着手後に納付することができる。

2 管理者は、前項の規定により費用が納付された配水管工事について、当該配水管工事が完了したときは、速やかに納付された費用について精算を行うものとする。

（受水槽（そう））

第8条の2 使用者は、受水槽（そう）を設置しなければならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者は、受水槽（そう）を新設し、増設し、改造し、又は撤去する工事（受水槽（そう）を設置するのに必要な給水管に係るものを含む。）を施行しようとするときは、受水槽（そう）等工事承認申請書（別記様式第3号）により、管理者の承認を受けなければならない。

（流末施設工事）

第9条 使用者は、流末施設（給水施設、受水槽（そう）及び受水槽（そう）を設置するのに必要な給水管以外の給水設備をいう。）を新設しようとするときは、流末施設新設工事届（別記様式第4号）により、管理者に届け出なければならない。

第4章 給水

（給水の原則）

第10条 管理者は、非常災害、工業用水道に係る施設の損傷又は維持改良工事その他やむを得ない理由による場合を除くほか、給水を制限し、又は停止をしない。

2 管理者は、前項に規定する理由により給水を停止し、又は制限しようとするときは、給水停止（制限）通知書（別記様式第5号）により、あらかじめ使用者に通知するものとする。

3 第1項に規定する理由による給水の制限又は停止によつて使用者に生じた損害があつても、県はその責を負わない。

（水質及び水圧）

第11条 工業用水の水質は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

（1）水温 30度以下

（2）濁度 10度以下

（3）水素イオン濃度 PH値6.0以上8.5以下

2 配水管末における水圧は、0.05メガパスカル以上とする。

（使用水量）

第12条 使用水量は、量水器によつて計量する。ただし、量水器の故障等によつて計量することができないときは、管理者の認定するところによる。

2 管理者は、毎月定例日に量水器を点検して使用水量を確認し、工業用水使用水量通知書（別記様式第6号）により、速やかに使用者に通知するものとする。

第5章 管理

（検査の請求）

第13条 使用者は、給水施設に異常があると認めるときは、給水施設検査請求書（別記様式第7号）により、速やかに管理者に当該給水施設の検査を請求しなければならない。この場合において検査に要した費用は使用者の負担とする。

（立入検査等）

第14条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、その命ずる職員に給水施設及び受水槽（そう）を検査させることができる。

2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証票（別記様式第8号）を携帯し、関係人の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

（是正措置）

第15条 管理者は、前2条の規定によつて行なう検査の結果、必要があると認めるときは、使用者に対し

て修繕その他の処置を指示することがある。

(操作の禁止等)

第16条 使用者は、管理者の承認を得ないで給水施設を操作し、給水施設の機能を妨げる行為をし、又は他人にこれらの行為をさせてはならない。

(使用の開始、中止及び廃止)

第17条 使用者は、工業用水の使用を開始し、中止し、又は廃止しようとするときは、工業用水使用開始(中止、廃止)届(別記様式第9号)により、使用開始にあつては7日前、使用中止及び使用廃止にあつては1月前まで管理者に届出なければならない。

(住所等の変更)

第18条 使用者は、住所又は氏名(法人にあつては所在地、名称又は代表者氏名)に変更があつたときは、住所等変更届(別記様式第10号)により速やかに管理者に届出なければならない。

(用途の制限)

第19条 使用者は、消火の用に供する場合を除き、供給を受けた工業用水を工業以外の目的に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

2 使用者は、工業用水を飲用に使用するおそれのある場合においては、飲用を禁止する旨の表示をしなければならない。

(超過使用に対する警告)

第20条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、基本使用水量を超えて工業用水を使用している使用者に対して、警告を発することがある。

第6章 雑則

(料金)

第21条 工業用水道料金(以下「料金」という。)の納付については、山形県工業用水道料金徴収条例(昭和46年3月県条例第21号)の定めるところによる。

(給水停止処分)

第22条 管理者は、使用者が次の各号の1に該当するときは、給水を停止することがある。

- (1) 第8条第1項ただし書及び第13条の規定により納付する費用又は料金を3月以上滞納しているとき。
- (2) 正当な理由がなく第14条第1項の規定による立入検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 第15条の規定による管理者の指示に従わないとき。
- (4) 第16条又は第19条第1項の規定に違反したとき。
- (5) 第20条の警告を受けても、なお基本使用水量を超えて使用しているとき。

(書類の経由)

第23条 この規程により管理者に提出する書類は、正副2部とし、当該工業用水道に関する事務を処理する事業所の長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 山形県工業用水道条例施行規程(昭和37年6月県企業管理規程第6号)は、廃止する。

附 則(昭和56年3月12日企管規程第2号)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日企管規程第12号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年8月1日企管規程第14号)

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日企管規程第20号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日企管規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年4月1日企管規程第7号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日企管規程第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月25日企管規程第24号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月13日企管規程第7号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日企管規程第6号抄）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日企管規程第7号抄）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日企管規程第6号抄）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号

別記

様式第1号

工業用水給水（変更）申込書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名）

次のとおり工業用水の給水を受けたいので申し込みます。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
申 込 使 用 水 量	m ³ /日
時 間 最 大 予 定 使 用 量	m ³ /h
用 途 別 予 定 使 用 量	m ³ /日
	計 m ³ /日
給 水 開 始 予 定 期 日	年 月 日

- （注）1 申込使用水量欄には、時間最大予定使用量に24を乗じて得た水量を記入すること。
- 2 時間最大予定使用水量欄には、1時間における予定使用水量のうち最大の水量を記入すること。
- 3 変更の場合は、変更後の予定使用水量を記入すること。
- 4 新規申し込みの場合は、業務概要書及び工場平面図を添付すること。

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成6年15号〕

様式第2号

工業用水給水（変更）承認通知書

年 月 日

様

山形県企業管理者 氏 名 印

年 月 日付けで申込みのあつた工業用水の使用について次のとおり承認しましたので通知します。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
基 本 使 用 水 量	m ³ /日
給 水 開 始 予 定 期 日	年 月 日
承 認 条 件	

一部改正〔昭和56年企管規程2号・平成5年2号・6年15号〕

様式第3号

給水施設工事（受水槽等工事）承認申請書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 ⑩

（法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名）

次のとおり給水施設工事（受水槽等工事）を施行したいので申請します。

工 事 の 施 行 場 所	
工 場 名	
基 本 使 用 水 量	㎥／日
予 定 工 事 期 間	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
工 事 設 計 書	別添のとおり
施 行 方 法	

一部改正・旧様式6号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕

様式第4号

流末施設新設工事届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり流末施設を新設したいのでお届けします。

工 事 の 施 行 場 所	
工 場 名	
予 定 工 事 期 間	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
工 事 設 計 書	別添のとおり

一部改正・旧様式8号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕

様式第6号

工業用水使用水量通知書

年 月 日

様

山形県企業管理者 氏 名 園

年 月分の使用水量は次のとおりですので通知します。

使 用 者 名	
点 検 月 日	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
基 本 使 用 水 量	m ³
超 過 使 用 水 量	m ³
備 考	

一部改正・旧様式10号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成5年企管規程2号・6年15号〕、旧様式5号繰下〔平成19年企管規程7号〕

様式第7号

給水施設検査請求書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり給水施設を検査されるよう請求します。

工 場 名	
異 状 の 場 所	
異 状 の 状 況	

旧様式11号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式6号繰下〔平成19年企管規程7号〕

様式第 8 号

(表)

6.0cm	第 号
	工業用水給水施設等検査員証
	職 名
	氏 名
	生年月日
	年 月 日 発行
山形県企業管理者 氏 名 印	
8.5cm	

(裏)

山形県工業用水道供給規程の抜すい
(立入検査等)
第14条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、その命 ずる職員に給水施設及び受水槽 ^{そう} を検査させることができる。
2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証票（別記様式第 8 号）を携帯し、関係人の要求があつたときは、これを提示しなければならない。 い。

一部改正・旧様式12号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正・旧様式7号繰下
〔平成19年企管規程7号〕

様式第9号

工業用水使用開始（中止、廃止）届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名）

次のとおり工業用水の使用を開始（中止、廃止）したいので届けます。

給 水 の 場 所	
工 場 名	
理 由	

旧様式13号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式8号繰下〔平成19年企管規程7号〕

様式第10号

住 所 等 変 更 届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり住所(氏名、その他)を変更したので届けます。

変 更 の 内 容	
変 更 の 時 期	
そ の 他	

旧様式14号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式9号繰下〔平成19年企管規程7号〕